

証券コード 9227
2023年6月13日

株 主 各 位

大阪市住之江区平林南一丁目6番1号
マイクロ波化学株式会社
代表取締役社長 吉野 巖

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の次の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://mwcc.jp>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9227/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスされる場合、「銘柄名（会社名）」に「マイクロ波化学」または「コード」に「9227」を入力して検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご参照のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年6月28日（水）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日(木) 午前10時
2. 場 所 大阪府吹田市山田丘2番2号 大阪大学吹田キャンパス
銀杏会館(大阪大学医学部学友会館・医療情報センター) 3階 大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第16期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告
及び計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
4. 招集にあたっての決定事項
- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ・本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・計算書類の「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業説明会 開催のご案内

定時株主総会終了後、同会場にて、当社の事業についてのご理解を深めていただくことを目的とした事業説明会を開催いたします(1時間程度を予定)。
ご多用とは存じますが、ご出席いただけますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023年6月29日(木) 午前10時

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月28日(水) 午後6時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年6月28日(水) 午後6時30分到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

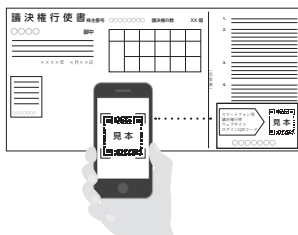
※ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

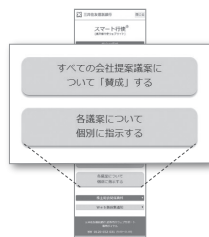
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



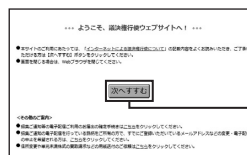
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

その他のご照会は、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

- ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
株主様の口座のある証券会社にお問い合わせください。
- ② 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行部
☎ 0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、本議案により関係する定款の一部変更をお諮りするものであります。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等のほか字句の調整を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

このほか、現行定款第22条第2項に明記された役職以外にも役付取締役の選定を可能とするため同条項の変更を行いたいと存じます。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条～第4条 (条文省略) | 第1条～第4条 (現行どおり) |
| (機関の設置) 第5条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> | (機関の設置) 第5条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第2章 株 式 | 第2章 株 式 |
| 第6条～第9条 (条文省略) | 第6条～第9条 (現行どおり) |
| (株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 (条文省略) | (株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定める。 3 (現行どおり) |
| (株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 | (株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。 |
| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
| 第12条～第17条 (条文省略) | 第12条～第17条 (現行どおり) |
| 第4章 取締役及び取締役会 | 第4章 取締役及び取締役会 |
| (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は、6名以内とする。 (新設) | (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、6名以内とする。 2 <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> | <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役の任期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> |
| <p>第21条 (条文省略)</p> | <p>第21条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長を各1名、専務取締役、常務取締役を各若干名選任することができる。</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長を各1名、専務取締役、常務取締役その他の役付取締役を各若干名選定することができる。</u></p> |
| <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> | <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> |
| <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> | <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役に対する報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は株主総会の決議により定める。</u></p> | <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 <u>取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> |
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> |
| <p>第5章 監査役及び監査役会</p> | (削除) |
| <p>(員数)</p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> | (削除) |
| <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | (削除) |
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | (削除) |
| <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> | (削除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|-------|
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(監査役会規程)</u> 第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(報酬等)</u> 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額とする。</u></p> | (削除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-----------------------------|---|
| (新設) | 第5章 監査等委員会 |
| (新設) | (常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 |
| (新設) | (監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 |
| (新設) | (監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 |
| 第6章 会計監査人 | 第6章 会計監査人 |
| (会計監査人の選任方法) 第37条 (条文省略) | (会計監査人の選任方法) 第33条 (現行どおり) |
| (会計監査人の任期) 第38条 (条文省略) | (会計監査人の任期) 第34条 (現行どおり) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-----------------------------|--|
| 第7章 計 算 | 第7章 計 算 |
| (事業年度) 第39条 (条文省略) | (事業年度) 第35条 (現行どおり) |
| (剰余金の配当の基準日) 第40条 (条文省略) | (剰余金の配当の基準日) 第36条 (現行どおり) |
| (中間配当) 第41条 (条文省略) | (中間配当) 第37条 (現行どおり) |
| (配当金の除斥期間) 第42条 (条文省略) | (配当金の除斥期間) 第38条 (現行どおり) |
| (新設) | 附 則 |
| (新設) | <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 第16回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|--|---------------------------------|---|----------------|
| 1 | よしの いわお 吉野 巖 (1967年7月19日) | 1990年4月 三井物産株式会社 入社 2002年5月 カリフォルニア州立大学バークレー校 経営大学院修了(MBA) 2007年5月 株式会社ナラプロ・テクノロジーズ代表 取締役社長 2007年8月 マイクロ波環境化学株式会社（現当社） 設立 代表取締役社長（現任） 2015年4月 ティエムティ株式会社 代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) ティエムティ株式会社 代表取締役 | 1,219,700株 |
| (取締役候補者とした理由) 2007年の当社創業以来、当社の代表取締役社長として経営を担い、当社の経営に関して深い知見を有しており、引き続き当社の経営に活かしていただくべく、取締役候補者としております。 | | | |

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況) | 所 有 す る 当社の株式数 |
|--|------------------------------------|---|-------------------|
| 2 | つかはら やすのり 塚原 保徳 (1974年6月28日) | 2004年3月 大阪大学大学院理学研究科博士後期課程 修了。博士(理学) 2006年7月 大阪大学大学院工学研究科特任准教授 2011年10月 マイクロ波環境化学株式会社(現当社) 取締役CSO(現任) 2015年4月 ティエムティ株式会社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) ティエムティ株式会社 取締役 | 1,125,100株 |
| (取締役候補者とした理由) 2007年に共同創業者として当社創業に関与して以来、当社の研究開発の中心的役割を担い、当社の経営に深い知見を有しており、引き続き当社の経営に活かしていただくべく、取締役候補者としております。 | | | |
| 3 | うらた こうゆう 浦田 興優 (1980年1月7日) | 2002年4月 ソニー株式会社 入社 2007年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン 入社 2012年8月 株式会社産業革新機構 入社 2015年8月 日本材料技研株式会社 代表取締役社長 (現任) 2018年12月 当社顧問(現任、ただし本総会開催日までに退任予定) (重要な兼職の状況) 日本材料技研株式会社 代表取締役社長 | 一株 |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) コンサルティング企業、化学企業の経営者として、化学業界に関する豊富な経験を有しており、当社の経営に関して、客観的立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、取締役候補者としております。 | | | |

- (注) 1. 吉野巖氏及び塚原保徳氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
浦田興優氏は当社との間で顧問契約を締結しておりますが、同顧問契約は同氏の取締役就任に際して終了するため、同氏の社外取締役としての職務遂行に影響を生じるものではありません。
2. 浦田興優氏は、新任の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、非業務執行取締役等が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において、非業務執行取締役等との間で責任限定契約を締結できる旨を定めており、浦田興優氏の選任が承認された場合

は、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。同契約の主な内容は以下のとおりです。

- ① 非業務執行取締役等の任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員がその職務の執行に関し、保険期間中に当社並びに株主及び従業員その他の第三者から損害賠償請求を受けたことにより、被保険者が損害賠償金・争訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の保険料は当社がその全額を負担しております。なお、各取締役候補者の選任が承認された場合、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 浦田興優氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|---|-------------------------------------|--|----------------|
| 1 | しもじょう ともや 下條 智也 (1972年10月31日) | 1996年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行 1999年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所 2003年4月 公認会計士登録 2008年4月 クリングルフーマ株式会社 入社 2008年12月 同社取締役経営管理部長 2013年11月 当社入社 管理部長 2014年6月 当社取締役管理部長（現任） 2015年4月 ティエムティ株式会社 取締役（現任、ただし本総会開催日までに退任予定） （重要な兼職の状況） ティエムティ株式会社 取締役（ただし本総会開催日までに退任予定） | 一株 |
| （監査等委員である取締役候補者とした理由） 公認会計士として企業会計・財務に関する豊富な見識を有しており、また当社取締役としての経験から当社経営に深い知見を有しており、当社の経営の監督に活かしていただくべく、監査等委員である取締役候補者としております。 | | | |

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況) | 所 有 す る 当社の株式数 |
|--|---|--|--|
| 2 | <p style="text-align: center;">たかはし ゆうこ 高橋 祐子 (1965年12月19日)</p> | <p>1992年10月 センチュリー監査法人（現 有限責任あ ずさ監査法人） 入所</p> <p>1996年4月 公認会計士登録</p> <p>2001年2月 株式会社電通 入社</p> <p>2010年4月 同社グローバル事業統括局経営管理部長</p> <p>2014年8月 同社経営企画局グローバル・ファイナン ス部長</p> <p>2017年1月 同社経理局局长</p> <p>2020年1月 株式会社電通グループ 執行役員</p> <p>2022年1月 17LIVE株式会社 社外監査役（現任）</p> <p>2022年3月 株式会社電通グループ 取締役（非業務 執行）</p> <p>2023年3月 ヒューリック株式会社 社外取締役（現 任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>17LIVE株式会社 社外監査役</p> <p>ヒューリック株式会社 社外取締役</p> | <p style="text-align: center;">- 株</p> |
| <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>公認会計士として企業会計・財務に関する豊富な見識を有するほか、複数企業の社外役員として経営に関する豊富な経験を有しており、当社の経営に関して、客観的立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役の候補者としております。</p> | | | |

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|--|-------------------------------------|--|----------------|
| 3 | さいとう しゅういち 齊藤 修一 (1976年5月20日) | 2001年4月 株式会社一条工務店 入社 2006年4月 株式会社リクルートエージェント（現 株式会社リクルート）入社 2013年5月 Hamee株式会社 常勤監査役 2018年7月 同社 取締役 2021年5月 一般財団法人八三財団 代表理事（現 任） 2022年3月 株式会社LIG 社外取締役（現任） 2022年5月 株式会社ベルク 社外取締役（現任） 2022年6月 17LIVE株式会社 社外監査役（現任） 2022年11月 当社顧問（現任、ただし本総会開催日ま でに退任予定） <hr/> (重要な兼職の状況) 一般財団法人八三財団 代表理事 株式会社LIG 社外取締役 17LIVE株式会社 社外監査役 株式会社ベルク 社外取締役 | 一株 |
| (監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 上場企業における取締役及び監査役として、また複数企業の社外役員として経営に関する豊富な経 験を有しており、当社の経営に関して、客観的立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等を いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役の候補者としております。 | | | |

(注) 1. 下條智也氏及び高橋祐子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

齊藤修一氏は当社との間で顧問契約を締結しておりますが、同顧問契約は同氏の取締役就任に際して終了するため、同氏の監査等委員である社外取締役としての職務遂行に影響を生じるものではありません。

2. 高橋祐子氏及び齊藤修一氏は、新任の社外取締役候補者であります。

3. 当社は、非業務執行取締役等が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において、非業務執行取締役等との間で責任限定契約を締結できる旨を定めており、下條智也氏、高橋祐子氏及び齊藤修一氏の選任が承認された場合は、各氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。同契約の主な内容は以下のとおりです。

① 非業務執行取締役等の任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

- ② 上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員がその職務の執行に関し、保険期間中に当社並びに株主及び従業員その他の第三者から損害賠償請求を受けたことにより、被保険者が損害賠償金・争訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の保険料は当社がその全額を負担しております。なお、各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合、各監査等委員である取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 高橋祐子氏及び齊藤修一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|---|--|----------------|
| はせがわ あらた 長谷川 新 (1963年1月21日) | 1987年4月 株式会社リクルート 入社 2003年7月 株式会社アウトソーシング・ジャパン 入社 2005年2月 株式会社NAホールディングス 営業サポート部 部長 2005年11月 公益財団法人大阪市都市型産業振興センターお おさかなレッジフロンティア推進機構 チーフ プランナー (現任) 2015年12月 当社監査役 (現任) 2016年9月 株式会社ヴァリユーズ 監査役 (現任) 2018年6月 PaMeLa株式会社 取締役 (現任) 2020年6月 スリープウェル株式会社 監査役 (現任) | 一株 |
| <p>(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>複数企業における取締役、幹部従業員としての経験のほか、ベンチャー支援の経験・知識を多く有しており、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である取締役の候補者としております。</p> <p>同氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となりますが、第1号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力発生時に任期満了により当社監査役を退任いたします。</p> | | |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 長谷川新氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

3. 当社は、非業務執行取締役等が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において、非業務執行取締役等との間で責任限定契約を締結できる旨を定めており、長谷川新氏が監査等委員である取締役

に就任した場合は、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。同契約の主な内容は以下のとおりです。

- ① 非業務執行取締役等の任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員がその職務の執行に関し、保険期間中に当社並びに株主及び従業員その他の第三者から損害賠償請求を受けたことにより、被保険者が損害賠償金・争訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の保険料は当社がその全額を負担しております。なお、長谷川新氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 5. 長谷川新氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2022年6月29日開催の定時株主総会において、年額80,000千円以内（うち社外取締役につき年額20,000千円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その職責、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮し、その報酬額を年額80,000千円以内（うち社外取締役につき年額20,000千円以内）とさせていただきますと存じます。当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、下記に記載のとおりであるところ、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役会においても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容について下記と同様の決定方針を定めることを予定しております。

[取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要]

取締役の報酬は、固定額の月例報酬とし、当社の持続的な企業価値の向上のための動機付けとなるよう、当社の業績、事業遂行の中長期的観点ならびに各取締役の役位、職責及び貢献の程度等を総合的に勘案したうえ、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、取締役会決議により各取締役の報酬額を決定しております。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮し、監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が徐々に改善され、持ち直しの動きがみられたものの、一方で、長期化するロシア・ウクライナ情勢による原材料・エネルギー価格の高騰、急激な円安による物価の上昇など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

近年、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、「カーボンニュートラル」を目指す動きが世界的に加速しております。わが国でも2020年10月、臨時国会で「2050年カーボンニュートラル」が宣言されたことを受け、経済産業省により2兆円のグリーンイノベーション基金が造成されるなど、二酸化炭素排出の削減を経営課題として取り組む企業等に対して、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援を行う機運が高まっております。

マイクロ波プロセスは、従来の「外部から」「間接的」「全体」にエネルギーを伝達するプロセスに対して、「内部から」「直接的」「ターゲットした物質」に効率的にエネルギーを伝達することが可能であり、エネルギー削減を実現することができます。さらに、2000年代以降、安価、かつ発電量が増えてきた自然エネルギー由来の電気と組み合わせた「電化」のプロセスとして大幅な二酸化炭素削減が可能であるため、カーボンニュートラル実現に向けた有望なキーテクノロジーとして注目されております。

このような「カーボンニュートラル」に貢献する開発テーマを中心に、新規案件の獲得活動に注力したほか、ラボフェーズに続いて実証フェーズに進んだ案件の開発を着実に進めた結果、当事業年度における売上高は、化学企業等との共同開発に基づく共同開発収益等により1,215百万円（前事業年度の売上高は860百万円）を計上いたしました。一方で、研究開発を積極的に推進した結果、研究開発費444百万円を含む販売費及び一般管理費は803百万円となり、営業利益は59百万円（前事業年度は営業損失87百万円）となりました。

上記の他、営業外収益3百万円及び営業外費用36百万円を計上したことにより経常利益は26百万円（前事業年度は経常損失98百万円）となり、特別利益で補助金収入167百万円、特別損失で固定資産除却損13百万円、固定資産圧縮損123百万円を計上した結果、法人税等控除後の当期純利益は75百万円（前事業年度は当期純損失110百万円）となりました。

なお、当社は、マイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において、本社ラボ及び大阪事業所の研究設備増強を中心として、総額77百万円の設備投資を実施いたしました。

イ. 当事業年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、2022年6月24日をもって東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。上場に当たり2022年6月23日を払込期日とする公募（ブックビルディング方式による募集）による新株式の発行1,700,000株により、946,220千円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第13期 (2020年3月期) | 第14期 (2021年3月期) | 第15期 (2022年3月期) | 第16期 (当事業年度) (2023年3月期) |
|--|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 (千円) | 1,052,303 | 458,026 | 860,510 | 1,215,353 |
| 経常利益又は 経常損失 (△) (千円) | 27,594 | △355,599 | △98,876 | 26,078 |
| 当期純利益又は当期 純損失 (△) (千円) | 32,523 | △1,036,391 | △110,247 | 75,393 |
| 1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円) | 13.00 | △414.55 | △43.57 | 5.09 |
| 総資産 (千円) | 1,772,077 | 735,685 | 625,437 | 3,077,400 |
| 純資産 (千円) | 2,784,349 | 1,701,703 | 1,582,409 | 1,706,045 |
| 1株当たり純資産額 (円) | △1,119.92 | △1,534.48 | 46.52 | 111.09 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 2022年3月4日開催の取締役会の決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行ったため、発行済株式数は13,308,966株増加し、13,443,400株となっておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、製造プロセスを化石資源由来の「熱と圧力」から電気由来の「マイクロ波」に置き換えることで、「省エネルギー」「高効率」「コンパクト」な環境対応型プロセスのグローバルスタンダード化を目指しており、そのために対処すべき課題を以下のように考えております。

① 開発戦略

要素技術の開発、データベースの充実、ノウハウの整備、及び、アカデミアとも協力をした技術の体系化をはかり効率的な開発体制を構築します。また、発信器など当社が競争優位を持たない分野については、外部機関とも積極的に協力することで技術プラットフォームを強化します。

当社の強みは、マイクロ波化学において、研究開発から実証開発・エンジニアリングまでをワンストップで提供できることですが、これを可能とする要素技術群で構成されるインフラの開発投資を進めます。顧客の開発に共通的に使用できる設備を持ち、かつ、ラボ装置は市販されているものでは不十分なため、当社で開発し整備することで、安価かつ高品質なソリューションを提供することができる体制を構築します。

また、「電化」の製造技術という観点から、競合技術の動向にも注意を払いながらスピードを落とさずに開発を行う必要があります。一方で、マイクロ波加熱以外の有力な手段となるIH加熱・電気ヒーター加熱は、従来の化石燃料による加熱と同様に伝熱を基本とする技術で、直接エネルギーを伝えるマイクロ波と比較して、エネルギー変換効率が低く、スケールアップ難易度が高いため、その優位性を活かして社会実装を進めることを目指します。

② 事業開発体制

当社は、技術プラットフォームを幅広く顧客や業界が抱える課題のソリューションに適用します。また、最終的に社会実装するために、化学メーカーをはじめとした様々なプレイヤーとアライアンスを組むことにより事業を拡大します。このため、世界中の化学メーカー等とのネットワークを構築し、常に顧客や業界ニーズ・トレンド情報を収集し咀嚼しております。このためには、当社の技術を理解・発信し、顧客や業界ニーズとマッチングさせることができるプロデューサー的な機能を持った事業開発体制を構築し、強化を図るために、継続的な人材採用と組織づくりが必要となります。

また、顧客の化学メーカーにとって、これまでに導入した実績がない技術であるマイクロ波化学プロセスを導入することは、経営的な判断となります。当社がスムーズな技術導入を実現するためには、開発の初期段階より顧客側経営層からの理解が必要となり、そのために経営レベルでの関係構築及び経営目線での価値提言に努めてまいります。

③ 研究開発体制

当社がテクノロジー企業として構築したマイクロ波プロセスに関する技術プラットフォームは、化学メーカー等とのアライアンス戦略における競争優位の源泉となっています。したがって、今後も継続的に充実を図り、当社の競争優位をより強固とするための研究開発の継続が重要であり、それを可能とする体制の構築・強化が課題であると認識しており、継続的な人材採用及び育成が重要と考えております。

④ 人材確保

マイクロ波化学は業際分野であり、化学、物理（電磁気学）、エンジニアリングなどの専門家から構成される開発体制を構築する必要があります。また、単に技術を提供するだけでなく、顧客の製造まで支援するためには、エンジニアについても、プロセスエンジニア、機械、電気計装、生産技術、及びシミュレーション技術者からなる多様な技術者をバランス良く継続的に採用する必要があります。

さらに、当社が、今後も持続的に成長するためには、パイプラインの拡大を常に行う必要があります。それを推進する人材の確保は重要な課題となります。特に、各プロジェクトの研究開発から事業化までをマネジメントできるプロジェクトリーダー級の即戦力人材の確保に努めてまいります。

⑤ 経営管理体制の構築

当社が、継続的な開発パイプラインの拡充及び事業開発の展開を進める上で、経営管理体制の強化は重要な課題と認識しております。当社は、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように内部統制の整備、強化、見直しを行っていく方針です。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社は、「何を作るか」ではなく「どのように作るか」に着目し、製造プロセスを化石資源由来の「熱と圧力」から電気由来の「マイクロ波」に置き換えることで、「省エネルギー」「高効率」「コンパクト」な環境対応型プロセスのグローバルスタンダード化を目指す技術プロバイダーです。

当社は、顧客課題に応じて、研究開発からエンジニアリング・製造支援までのワンストップでソリューションとして提供することで、主に化学分野において、製造販売、共同事業、ライセンスアウト等の事業活動を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

| | |
|----------|----------------------------|
| 本店・大阪事業所 | 大阪市住之江区平林南一丁目6番1号 |
| 本社 | 大阪府吹田市山田丘2番1号 フォトニクスセンター5階 |

(7) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 59（5）名 | 4名増（－） | 41.4歳 | 4.5年 |

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-----------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 350,000千円 |
| 株式会社紀陽銀行 | 60,000千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 53,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,357,400株
- (3) 株主数 18,010名

(4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--|---------|---------|
| 吉 野 巖 | 1,219千株 | 7.9% |
| 塚 原 保 徳 | 1,125 | 7.3 |
| 三 井 化 学 株 式 会 社 | 771 | 5.0 |
| PNB-INSPiRE Ethical Fund 1 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 | 241 | 1.6 |
| モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社 | 213 | 1.4 |
| Mitsui Kinzoku-SBI Material i n n o v a t i o n F u n d | 206 | 1.3 |
| 千 島 土 地 株 式 会 社 | 199 | 1.3 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A C I S G (F E - A C) | 178 | 1.2 |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社 | 166 | 1.1 |
| ML INTL EQUITY DERIVATIVES | 154 | 1.0 |

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | 第 2 回 新 株 予 約 権 | 第 3 回 新 株 予 約 権 |
|------------------------|---------------------|--|--|
| 発 行 決 議 日 | | 2014年12月22日 | 2019年3月28日 |
| 新 株 予 約 権 の 数 | | 1,000個 | 5,272個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき 100株) | 普通株式 527,200株 (新株予約権1個につき 100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 1株当たり 32円 | 1株当たり 302円 |
| 権 利 行 使 期 間 | | 2016年12月23日から 2024年12月22日まで | 2021年3月29日から 2029年3月28日まで |
| 行 使 の 条 件 | | (注) | (注) |
| 役 員 の 保 有 状 況 | 取 締 役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 1名 | 新株予約権の数 5,272個 目的となる株式数 527,200株 保有者数 3名 |
| | 社 外 取 締 役 | 新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名 | 新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名 |
| | 監 査 役 | 新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名 | 新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名 |

| | | 第 4 回 新 株 予 約 権 ② | 第 5 回 新 株 予 約 権 |
|------------------------|---------------------|---|---|
| 発 行 決 議 日 | | 2020年4月15日 | 2022年1月31日 |
| 新 株 予 約 権 の 数 | | 100個 | 426個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 100株) | 普通株式 42,600株 (新株予約権1個につき 100株) |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 1株当たり 431円 | 1株当たり 461円 |
| 権 利 行 使 期 間 | | 2022年4月16日から 2030年4月15日まで | 2024年2月1日から 2032年1月31日まで |
| 行 使 の 条 件 | | (注) | (注) |
| 役 員 の 保 有 状 況 | 取 締 役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名 | 新株予約権の数 426個 目的となる株式数 42,600株 保有者数 2名 |
| | 社 外 取 締 役 | 新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名 | 新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名 |
| | 監 査 役 | 新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名 | 新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名 |

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由が生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 当社が組織再編を行うときに、当該組織再編にかかる契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる再編会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人、又は社外協力者の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、こ

- の限りではない。
- (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (5) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数に1株未満の端数があるときは、会社法第283条本文の規定に従うものとする。
 - (6) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (7) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-----------|---------|--|
| 代表取締役社長 | 吉 野 巖 | 経営全般 ティエムティ株式会社代表取締役 |
| 取 締 役 | 塚 原 保 徳 | CSO ティエムティ株式会社取締役 |
| 取 締 役 | 下 條 智 也 | 管理部長 ティエムティ株式会社取締役 |
| 取 締 役 | 西 口 泰 夫 | 株式会社HANDY 代表取締役 株式会社ユーシン精機 取締役 株式会社FLOSFIA 取締役 山田コンサルティンググループ株式会社 取締役会長 |
| 常 勤 監 査 役 | 水 田 憲 男 | — |
| 監 査 役 | 長 谷 川 新 | — |
| 監 査 役 | 竹 居 邦 彦 | A-tech Ventures株式会社 代表取締役 |

- (注) 1. 取締役西口泰夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役水田憲男氏、長谷川新氏及び竹居邦彦氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、西口泰夫氏、長谷川新氏及び竹居邦彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と西口泰夫氏、長谷川新氏及び竹居邦彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為等に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月14日開催の取締役会において、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

(取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要)

取締役の報酬は、固定額の月例報酬とし、当社の持続的な企業価値の向上のための動機付けとなるよう、当社の業績、事業遂行の中長期的観点ならびに各取締役の役位、職責及び貢献の程度等を総合的に勘案したうえ、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、取締役会決議により各取締役の報酬額を決定しております。

また、当事業年度に係る取締役個人別の報酬等の内容につきましては、上記決定方針に掲げられた各要素を考慮した相当な水準となっており、決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

監査役の個人別報酬額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、監査役間の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | 対象となる 役員の員数 |
|------------------|------------------------|------------------------|--------|----------------|
| | | 基本報酬 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 28,350千円 (3,150千円) | 28,350千円 (3,150千円) | — | 4名 (1) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 9,470千円 (9,470千円) | 9,470千円 (9,470千円) | — | 3 (3) |
| 合計 (うち社外役員) | 37,820千円 (12,620千円) | 37,820千円 (12,620千円) | — | 7 (4) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2022年6月29日開催の定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年間80,000千円以内(うち社外取締役につき年額20,000千円以内)であります(使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。)。当該株主総会終結時における取締役の員数は4名(うち社外取締役は1名)であります。また、当事業年度末日における取締役の員数は4名(うち社外取締役は1名)であります。

3. 2022年6月29日開催の定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は、年間20,000千円以内であります。当該株主総会終結時における監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）であります。また、当事業年度末日における監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職の状況は上記(1)において「担当及び重要な兼職の状況」欄に記載したとおりであり、当社と兼職先である他の法人等との間にはいずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における社外役員の主な活動状況

| | 出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-------------|--|
| 取締役 西 口 泰 夫 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち全ての取締役会に出席いたしました。 グローバル企業の代表取締役を務めるなど経営者としての豊富な経験を有しており、このような見地から必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 水 田 憲 男 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち全ての取締役会に、また、監査役会20回のうち全ての監査役会に出席いたしました。 化学企業において豊富な経験を有しており、このような見地から必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 長 谷 川 新 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち全ての取締役会に、また、監査役会20回のうち全ての監査役会に出席いたしました。 他の企業における取締役、幹部従業員としての経験のほか、ベンチャー支援の経験・知識を多く有しており、このような見地から必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 竹 居 邦 彦 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち全ての取締役会に、また、監査役会20回のうち全ての監査役会に出席いたしました。 他の企業における取締役、幹部従業員としての経験のほか、ベンチャー支援の経験・知識を多く有しており、このような見地から必要な発言を適宜行っております。 |

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 17,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、新規上場にかかるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|----------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 1,905,781 | 流動負債 | 845,981 |
| 現金及び預金 | 1,246,269 | 買掛金 | 65,958 |
| 売掛金 | 336,689 | 1年内返済予定の長期借入金 | 200,000 |
| 仕掛品 | 34,358 | 未払金 | 47,174 |
| 未収入金 | 159,563 | 未払費用 | 46,103 |
| 立替金 | 10,060 | リース債務 | 19,936 |
| 前払費用 | 16,040 | 未払法人税等 | 27,506 |
| 前払金 | 102,800 | 未払消費税等 | 28,041 |
| 固定資産 | 1,171,618 | 契約負債 | 407,850 |
| 有形固定資産 | 650,985 | 預り金 | 3,411 |
| 建物 | 89,649 | 固定負債 | 525,373 |
| 構築物 | 45,543 | 長期借入金 | 210,000 |
| 機械及び装置 | 170,617 | リース債務 | 315,373 |
| 車両運搬具 | 58 | | |
| 工具、器具及び備品 | 8,467 | 負債合計 | 1,371,354 |
| リース資産 | 335,309 | | |
| 建設仮勘定 | 1,339 | (純資産の部) | |
| 無形固定資産 | 10,357 | 株主資本 | 1,706,045 |
| ソフトウェア | 10,357 | 資本金 | 2,801,053 |
| 投資その他の資産 | 510,275 | 資本剰余金 | 502,607 |
| 投資有価証券 | 5,000 | 資本準備金 | 502,607 |
| 関係会社株式 | 319,444 | 利益剰余金 | △1,597,614 |
| 関係会社長期貸付金 | 80,000 | その他利益剰余金 | △1,597,614 |
| 差入保証金 | 76,003 | 繰越利益剰余金 | △1,597,614 |
| 繰延税金資産 | 29,827 | | |
| 資産合計 | 3,077,400 | 純資産合計 | 1,706,045 |
| | | 負債純資産合計 | 3,077,400 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|
| 売上高 | 1,215,353 |
| 売上原価 | 351,822 |
| 売上総利益 | 863,531 |
| 販売費及び一般管理費 | 803,689 |
| 営業利益 | 59,841 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 13 |
| 受取手数料 | 1,391 |
| 受取褒賞金 | 1,000 |
| 受取保険金 | 470 |
| その他 | 248 |
| 合計 | 3,124 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 7,768 |
| 為替差損 | 162 |
| 上場関連費用 | 28,955 |
| 合計 | 36,887 |
| 経常利益 | 26,078 |
| 特別利益 | |
| 補助金収入 | 167,829 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 13,632 |
| 固定資産圧縮損 | 123,736 |
| 合計 | 137,369 |
| 税引前当期純利益 | 56,538 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 10,972 |
| 法人税等調整額 | △29,827 |
| 当期純利益 | 75,393 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | |
|---------------|-----------|-----------|--------------|----------------------------------|-------------|--------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利益剰余金 | 株主資本 合 計 | 純 資 産 合 計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合 計 | その他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 2,298,446 | - | - | △1,673,008 | 625,437 | 625,437 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 502,607 | 502,607 | 502,607 | - | 1,005,214 | 1,005,214 |
| 当 期 純 利 益 | | | | 75,393 | 75,393 | 75,393 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 502,607 | 502,607 | 502,607 | 75,393 | 1,080,607 | 1,080,607 |
| 当 期 末 残 高 | 2,801,053 | 502,607 | 502,607 | △1,597,614 | 1,706,045 | 1,706,045 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

マイクロ波化学株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 秋 田 秀 樹 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 則 岡 智 裕 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マイクロ波化学株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

マイクロ波化学株式会社 監査役会
常勤監査役 水田 憲 男 ㊟
社外監査役 長谷川 新 ㊟
社外監査役 竹居 邦彦 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場： 大阪府吹田市山田丘2番2号 大阪大学吹田キャンパス
銀杏会館（大阪大学医学部学友会館・医療情報センター）3階 大会議室
TEL 06-6170-7595（代表）



- 交通
- ・大阪モノレール彩都線（大阪高速鉄道彩都線）「阪大病院前駅」より徒歩5分
 - ・阪急京都本線「茨木市駅」から近鉄バス「阪大本部前」行に乗車。「阪大医学部病院前」下車、徒歩5分
 - ・北大阪急行電鉄（大阪メトロ御堂筋線）「千里中央駅」、大阪モノレール本線「千里中央駅」から阪急バス「阪大本部前」行に乗車。「阪大医学部病院前」下車、徒歩5分